

## 項目別第三者評価結果(保育所、共通評価)

判断水準	
「a評価」	よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
「b評価」	aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組の余地がある状態
「c評価」	b以上の取組みとなることを期待する状態

※ 最低基準を満たしていることを前提

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念・基本方針が確立・周知されている。			
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a · b · c	<p>理念は『善隣のこころ』である。「いつでも どこでも そしてだれにでも われら善き隣人たらん」であり、パンフレットやホームページなどに明記されている。</p> <p>「善隣のこころ」には、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、「生きる力の基礎となるこころ」を育てるという目的がある。また、子どもと子育てに優しい社会を目指し、保護者や地域と共に園児を心身ともに健やかに育成するという意味が込められている。このことから、教育・保育理念から「子どもの最善の利益」や「心身ともに健やかに育成」、「家庭との緊密な連携」など、こども園の目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>三つのゼン(安全・自然・積善)を基本方針とし、パンフレットなどに記載されている。「すべての子どもが『安全』に過ごせる心くばりをする」、「すべての子どもに『自然』の大切さを気づかせていく」、「すべての子どもの『積善』への努力をみとめていく」ことを教育・保育の心構えとしている。よって、理念に基づき、基本方針が掲げられていることが理解できる。また、基本方針に基づき、教育・保育目標が立てられ、職員の行動規範となっている。</p> <p>職員への周知は、年度当初に園長から職員に周知するとともに、園評価で周知状況を確認している。また、毎年、園内研修で法人や基本方針について職員で話し合い、再確認している。</p> <p>わかりやすく説明した資料として、「園だより」や「なかうみっこ」を作成している。「園だより」は、全ての保護者が携帯電話に専用アプリをいれ、月1回閲覧できるようになっている。「なかうみっこ」は年2回作成される園情報誌であり、保護者には閲覧、中海小学校区の町内会で回覧されている。</p> <p>また、周知状況は「保護者アンケート」で確認を行っている。保護者への説明は、令和4年度はコロナ感染もあり、毎月の園だよりで「理念や基本方針」を5～6回に分けて説明している。これはホームページにも掲載している。</p>

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。			
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a · b · c	<p>社会福祉事業全体の動向は、「経営協」などの社会福祉情報誌など、また日本保育協会や小松市こども家庭課からのメール配信、石川県や小松市の各種計画などから把握している。</p> <p>地域の保育のニーズや潜在的利用者に関するデータ収集などは、地域子育て支援事業の取組みや地域の出生人数の把握、在園児の弟妹の入園希望の確認などを行っている。</p> <p>利用率等の分析は、法人本部が行い、月1回の経営会議で検討されている。</p>
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a · b · c	<p>経営環境、財務状況等は主に経営会議、理事会、評議員会で取り上げており、法人本部と協議している。組織体制、職員体制、人材育成等は、園の月1回の運営会議の中で取り上げている。</p> <p>経営状況や改善すべき課題は、職員会議や朝礼、終礼で職員に伝えている。</p> <p>課題への具体的取組みは、少子化の課題に対して、令和4年度に105名から85名に定員変更している。また、委員会の編成を大幅に変更し、係分担についてもより適正な配置にし、事業計画に示している。</p>

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c	<p>法人として「社会福祉法人大和善隣館 中期計画」(2030年まで)、「社会福祉法人大和善隣館 長期計画」(2040年まで)が策定されている。</p> <p>経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的内容として、利用者数の予測が大きく影響するが、今後の出生数減少が予想されるため、異年齢保育等に取り組んでいる。また、定員の変更、保育補助の雇用に取り組んでいる。</p> <p>中長期計画は、月1回の経営会議で検討し、年3回程度実施される理事会や評議委員会で承認を得るため、必要に応じ見直しを行っている。</p>
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c	<p>単年度の事業計画が作成されている。定員変更など中長期計画の内容を反映した内容となっている。</p> <p>事業計画においても、定員の変更に取り組んでいる。保育事業とくに行事計画については、「コロナ終息を見据えて、保護者や祖父母の行事参加や地域の方とのつながりを深めていけるよう、園の運営会議で話し合い、少しずつ検討や取り組みを始めている」ということであった。</p> <p>事業計画は、教育保育計画、健康支援、食育の推進、子育ての支援、地域との連携、小学校との連携・接続という内容が含まれている。</p> <p>事業計画の研修・スキル向上、教育・保育の質の向上の項目で、数値目標を示して取り組んでいる。</p>
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c	<p>中海こども園の事業計画は、作成・公表されている。事業計画は、園の「こども園における自己評価」を年3回実施し、「取組状況及び課題」として挙がってきたものを集約し、事業計画に反映させている。また、保護者アンケートを実施し、「中海こども園保護者アンケート結果報告」としてまとめ、事業計画に反映されている。</p> <p>経営面については、年度末の経営会議で大枠が決まり、詳細については運営会議で検討し、職員会議に提案し、意見を聴取することで事業計画の評価としている。教育・保育面は、「年度末に、保護者アンケートと園評価を行い、職員で事業計画の見直しを行っている」ということである。</p> <p>事業計画は、4月の会議で内容が説明され、配布されている。</p>
7	② 事業計画は、保護者に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c	<p>「事業計画については、入園進級おめでとうの会で保護者に紙面で配布し説明する」のが恒例であるが、新型コロナウイルス感染対策のため令和4年度は事業計画を保護者に配布している。</p> <p>事業計画の主な内容の保護者会での説明は、保護者会の三役会の集まりで説明している。</p> <p>保護者が最も関心の高い行事について、「クラスだより」で行事の趣旨が伝わるよう工夫している。また、「行事にあたっては、事前にお便りでお知らせしている。保護者が参観する行事の当日は、園長や主幹保育教諭が趣旨や経緯を説明している」ということである。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 (a)・b・c	教育保育指導計画の年間計画、月間計画、日案が作成されている。年間計画はこども園全体で作成する。月間計画と日案は、クラス担当保育教諭が作成している。この計画に基づき、教育・保育が実践され、年3回自己評価し、その自己評価は職員会議や運営会議で評価され、必要な改善に取組む。このようにPDCAサイクルにより、保育の質の向上に取り組んでいる。 評価結果の分析検討の場は、「園の自己評価は、全職員で行い、評価、検討を小グループで行ったうえで、運営委員会で再検討している」ということである。
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 (a)・b・c	「園の自己評価」は、「こども園における自己評価結果報告」としてまとめられ、令和4年度に導入したラインワークスで全職員が閲覧できる。 園の自己評価は、全職員で行い、同時に行った保護者アンケートとともに、課題や改善点を職員で共有及び検討していることが、職員会議録で確認できる。 改善策や改善計画は、職員会議で検討されている。今年度は、委員会の編成を変え、業務の効率化を図った。 評価結果に基づく改善の計画的取組みは、定員の変更について中長期計画や事業計画に明示して取組まれている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 (a)・b・c	施設長は、運営規定や事業計画書において方針と取組みを明確にしている。また、令和4年4月1日発行の「4月の園だより」のあいさつで、自らの役割と責任について表明している。 施設長は、「中海こども園 組織図・業務分掌」において文書化している。そして、「年度初めの職員会議で明文化したものを提示して表明している。毎月の職員会議で園長は、経営、管理の方針などを話している。園だよりでも保護者に対してコメントをいれている」というように、会議等においても表明し周知が図られている。 現在事業継続計画を作成している。施設長の役割が示され、施設長不在の場合の代替者も示されている。
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 (a)・b・c	施設長は、経理規程に基づき、利害関係者との適正な関係を保持している。また、「法人本部や法人経営会議で得られる情報、私立施設長会の研修や情報共有などを通して勉強している」ということであり、本年度は10月に、初任所長研修を受けている。 防災、環境、ハラスメント防止規定、ストレスチェック制度など遵守すべき法令については、「運営委員会・危機管理委員会」において徹底を図っている。 遵守すべき法令については、職員会議で伝えている。最近では道路交通法改正について伝えている。アルコールチェックは以前から取り組んでおり、送迎バスの安全装置について話をしている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	(a) ・ b ・ c	施設長は、保育教諭等が行う年3回の自己評価について、職員会議などで評価することで、保育の質の現状について継続的に評価分析し、自らも参加し指導力を発揮している。また、研修委員会を設置し、毎月テーマを決め研修を行い、取組状況を報告、共有し、課題について解決策を探るなど、職員の意見を反映している。 研修は、法人研修年2回、園内研修月1回、外部研修はオンラインでの研修に参加している。
13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	(a) ・ b ・ c	施設長は、毎月1回は会計収支の概要を確認し、経営会議で報告をしている。また、現在5名の保育補助を雇用し、保育教諭等の残業を増やさないように、またノンコンタクトタイム等が取れるよう配慮している。 働きやすい環境整備や業務の実効性向上に向けて、法人として定めた一般事業主行動計画、女性活躍推進法に基づく行動計画の具体的な取り組みの1つとして、職場環境委員会を設置した。この委員会で職員のさまざまな意見を集約し、職員の意見に基づいて改善に取組んでいる。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている	a ・ (b) ・ c	必要な福祉人材に関する基本的な考えは、就業規則の「服務心得」や「大和善隣館職員に望まれること」などに示されている。 また、キャリアパス規定に基づき人材の育成に取組み、園内研修委員会を設置し、研修内容を検討している。園内研修は毎月同じテーマで月3回実施し、全員が参加できるようにするなど、人材育成に努めている。 実際の人材確保のため、保育補助や養成校アルバイトの積極的な募集を行っている。また、保育士フェア参加、園紹介動画の作成と公開など、人材確保にも努力している。 但し、必要な福祉人材や人員体制について、具体的な計画が確認できない。今後、事業計画などに示していくことが望まれる。
15	② 総合的な人事管理が行われている。	(a) ・ b ・ c	「期待する職員像」については、法人マニュアルである「大和善隣館職員にのぞまれること」に示されている。 就業規則、給与規程、キャリアパス規程は、法人ホームページの職員用ページに掲載されており、いつでも見ることができる。 人事課は、「職員育成・評価シート」を用いた自己評価を上司が評価した上で、法人経営会議で分析している。 職員の意向・意見は、10月に「自己申告書」を提出する。勤務状況や今後の希望などを経営会議で検討している。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	(a) ・ b ・ c	職員の労務管理に関する責任者は、組織図・業務分掌に副園長であることが示されている。 職員の心身の健康のための取り組みは、年1回健康診断、インフルエンザ予防接種、年1回ストレスチェックなどを行っている。ストレスチェックは外部発注しており、高ストレス者への面談の実施や法人衛生委員会で園医より意見をもらっている。 職員との個別面談は、夏と秋の年2回実施している。健康面については、看護師と面談している。また、職場環境委員会で、困りごと、ご意見など何でも書けるアンケートを実施し、相談しやすい職場環境となるよう工夫している。 福利厚生は健康管理面に重点が置かれ、コロナ関係での特別休暇、5年ごとに風疹、麻疹、ムンプス、水痘の抗体検査の実施と抗体の低い職員に対して予防接種の実施。希望者には、成人病検診、婦人科健診実施(全額法人負担)、リフレッシュ休暇(正規職員)などが実施されている。 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みは、職制選択制度があり、総合職に子育て職を設け、「土曜、祝休日出勤、早朝一延長保育」の免除を行っている。また、準職員制度では、働く時間帯を選択できる。あるいは、希望による人事異動も可能である。 改善策として、ノンコンタクトタイムの取組みがあり、事業計画にも示されている。また、一般事業主行動計画が策定されており、「離職率を現状の12%を上回らないようにする」ことを目標に掲げ取組んでいる。そして、ノンコンタクトタイムの取り方を改善し、計画的に取れるよう取組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a · b · c	組織としての期待する職員像は、法人マニュアルである「大和善隣館職員にのぞまれること」に示されている。目標管理の仕組みとして、「職員育成・評価シート」を活用している。 「職員育成・評価シート」では、今年度の目標(何を・どの程度・いつまでに)と今後の私のキャリアビジョン(長期の到達イメージ)が示されている。そして個人面談を年2回実施し、進捗状況の確認を行っている。 「職員育成・評価シート」及び年3回の職員一人一人の自己評価ともに、目標達成度の確認を行っている。
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a · b · c	「期待する職員像」は、法人マニュアルである「大和善隣館職員にのぞまれること」に示されている。必要とされる専門知識や専門技術は、キャリアパスフレームで示している。 研修は、勤務割で月の研修計画を示し、勤務割に基づき研修を実施している。園外研修に参加した場合は、復命書を作成している。現在コロナ禍であり、年間計画は作成していない。研修計画と研修内容については、年度末に評価し、次年度に向けて見直しをしている。
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a · b · c	キャリアアップ研修取得状況表により、職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握している。この研修は、昇進、昇給に関係する研修で、有給休暇を取得して参加する研修として位置づけている。そのため、職員が計画的に受講できるよう配慮している。 OJTについては、新人職員を対象に取組んでおり、令和4年度は対象者がいなかった。 階層別、職種別、テーマ別研修は、法人研修の中で実施したり、市の教育・保育協議会主催の研修であったり、県社会福祉協議会主催の研修にも参加している。 園外研修はオンラインが主であり、令和4年度は1件のみ視察研修に参加している。 職員1人ひとりが研修に参加できるよう、非常勤職員には法人研修と園内研修の機会を保障している。園内研修は、同じテーマで3回実施し、研修の機会を確保している。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a · b · c	実習受け入れマニュアルが作成され、基本姿勢が明文化されている。 実習プログラムは、養成校のプログラムに沿って実習生の研修・育成を行っている。こども園で定めた実習プログラムはないが、事前オリエンテーションで、学生とプログラムについて相談し、意欲的に実習に参加できるよう取組んでいる。 実習期間中には、養成校の担当指導教員との懇談があり、学校側と継続的な連携を維持している。 但し、実習指導者へは、実習を通して園長・副園長よりしっかりと助言をしているということであるが、研修の実施は確認できない。今後の取組みが望まれる。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a · b · c	こども園のホームページには、理念や基本方針、保育の内容が掲載されている。法人本部のホームページに、事業報告、予算、決算などが掲載されている。 今回、福祉サービス第三者評価を初めて受審し、公表する予定である。 こども園の理念、基本方針やビジョンなどは、ホームページで示すとともに、地域情報誌「なかうみっこ」を公共施設に掲示し、「えんだより」を校下の町内会の回覧板で見ってもらうなど、地域に対して明示・説明に努めている。
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a · b · c	事務、経理、取引等に関するルールは、経理規程が作成されている。 内部監査として、年に数回、本部職員により書類や現地確認が行われ、年に1回監査委員による監査も行っている。 外部の専門家による監査支援は、法人本部が税理士の監査支援により、必要な助言・指導を受けている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a) ・ b) ・ c)	<p>地域との関わり方についての基本的な考え方は、事業計画に「地域との連携」として示している。地域との関わりについての情報を保護者へ提供する場合、コロナ禍であり、掲示板ではなく玄関に貼り紙して知らせている。</p> <p>この2年半は新型コロナの影響により、地域の行事や活動が休止しているため参加できない。そのため、地域在住の講師を招いての園での活動は、可能な限り継続している。</p> <p>園児が地域と関わる機会として、校下納涼踊り、フェスタ中海(校下文化祭)がある。地域の講師と関わる機会として、田植え・稲刈り体験、野菜栽培、自然散策(年2回)、梅干しづくり、餅つき、味噌づくり、焼き芋会がある。</p> <p>また、地域に伝わる白拍子の舞と剣舞は、毎年5歳児クラスが地域の方からいわれを聞いて、フェスタ中海で地域の方に(ここ3年はコロナにより保護者に)踊りを披露している。</p> <p>地域の社会資源の推奨の取組みとして、保護者アンケート結果報告の中で、園でよく子どもを連れていく社会資源を紹介している。</p>
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a) ・ b) ・ c)	<p>ボランティア受け入れに関する基本姿勢は、「大和善隣館ボランティア受入規程」が作成されている。ただ、現在ボランティアの受け入れ実績はない。今後受け入れに際しては、規程に従って実施するとともに、必要な研修や支援を行うこととしている。</p> <p>地域の学校教育への協力については、事業計画に「小学校との連携・接続」と示されている。その他、令和4年7月に、企業体験として高校生を受け入れている。職場体験の案内チラシが作成されており、その中には学校教育への協力について示している。また、年長さんは、小学校1年生の授業に招待され、連携している。</p>
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	① 保育所等として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a) ・ b) ・ c)	<p>必要な社会資源として、民生委員、発達支援センター、保健所、児童相談所、小松市くらし安全センター、中海小学校、関係医療機関が挙げられ、緊急連絡網や来賓名簿として作成されている。</p> <p>関係機関・団体との定期的な連絡会は、小学校と年1回の定期連絡会があり、その他随時連絡し情報交換を行っている。発達支援センターとは、定期巡回の他に必要に応じて派遣要請し、助言をもらっている。子ども家庭課や児童相談所とも支援の必要な家庭について連携している。また、要対協の一員として虐待防止ネットワークに参加し、くらし安全センターには依頼があった園児に関して定期的に情報提供している。最近の傾向として、「くらし安全センター」や「発達支援センター」との連絡が密になっている。</p> <p>関係機関・団体との連絡会等は、地域活動支援センターの活動として行っている。</p>

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	(a) ・ b ・ c	<p>マイ保育園登録制度を導入し、マイ保育園登録を促したり、育児相談や一時預かりを受け入れている。マイ保育園登録制度の申し込みをしてもらえるように、情報誌「かなうみっこ」に載せ、地域に回覧している。</p> <p>地域の福祉ニーズや生活課題の把握は、法人の地域子育て支援連絡会や市の子育て支援連絡会に出席して、情報を収集している。地域との定期的な会合はコロナ禍のため開催されていない。しかし、地域の民生委員や関係機関の方が来園した時には、話す機会を持ち、情報交換するよう努めている。</p> <p>コロナ禍で十分に活動できていないが、地域の親子を受け入れる機能があり、相談機能もあり、担当者もいる。2ヶ月ごとに子育て支援の情報誌「たんぼぼさんニュース」を発行している。</p> <p>また、園庭開放に来た方から悩みごとや困りごとを聞いたり、情報誌に専用の携帯電話の番号を載せたり、いつでも育児相談に乗れるようにしている。また、マイ保育園登録者の家庭に電話をかけ、近況を聞いたりしている。</p>
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	(a) ・ b ・ c	<p>コロナ前は、「ほのぼのデー」という、地域の高齢者のみで暮らしている方をこども園に招き、一緒に食事をする取組があったが、現在は休止している。また、地域との交流行事についても現在休止している。令和5年度以降、どのようにして開催していくか検討している。</p> <p>コロナ禍でもあり、事業計画にも示し、新型コロナウイルス感染対策に取組んでいる。</p> <p>現在コロナ禍であり、十分に活動できていないが、子育て相談に取組み、専門的な情報を地域に還元している。</p> <p>園の建物は耐震性があり、また備蓄も多少の予備は蓄えてあるため、災害時少人数ならば受け入れることは可能である。看護師も常勤しており、AEDを設置しており、緊急時は地域の方も利用できる。</p>

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	(a) ・ b ・ c	<p>一人ひとりの子どもを尊重した保育の実施については、理念や基本方針に示されている。それを職員が理解し実践するために、事業計画や年間指導計画などを1冊の冊子にして職員全員に配布し、いつでも読み保育教育に活かしていけるようにしている。</p> <p>子どもを尊重した保育を実践するために、「大和善隣館職員に望まれること」が作成されている。</p> <p>子どもの尊重や基本的人権への配慮は、令和4年5月の園内研修や人権擁護のためのセルフチェックリストに取組んでいる。また、年3回の個人の自己評価において、定期的に状況の把握・評価を行っている。</p> <p>子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みは、年間指導計画に目標が端的に示されている。年間指導計画の人間関係などの項目に掲載し、学期ごとの評価を行っている。また、思いやり絵本の事業に応募し、絵本の読み聞かせをしている。</p> <p>性差への先入観による固定的な対応をしないようにする配慮は、「大和善隣館職員に望まれること」に示されている。</p> <p>子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、保護者にも理解を図る取組みは、毎月の「えんだより」や2か月ごとの「クラスだより」でお知らせしている。</p>
29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	(a) ・ b ・ c	<p>子どものプライバシー保護については、法人マニュアルの「大和善隣館職員に望まれること」や重要事項説明書、運営規定などに示され、これらのマニュアルや規程に基づきプライバシーに配慮した保育が実施されている。</p> <p>部屋数も多く、着替えの際希望すれば、別の部屋やつい立を利用するなど、プライバシーに配慮している。</p> <p>プライバシー保護と権利擁護に関する保護者への周知は、重要事項説明書で行っている。</p>

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c	<p>こども園の特徴を紹介した資料として、園児募集ポスター、地域情報誌「なかうみっこ」、「えんだより」を校下の町会に回覧したり、公共施設(郵便局、農産店、日帰り温泉など)に貼ってもらったりしている。</p> <p>こども園を紹介するホームページや園児募集ポスター、パンフレットなどは、写真をたくさん使用し分かりやすいものとなっている。</p> <p>園の利用希望者には、見学してもらい、パンフレットなどを使って丁寧に説明している。</p> <p>見学希望者には、現在はコロナ禍であるため、園児の少ない土曜日、あるいは平日の日中なら外側のテラスから園舎内を見てもらい、職員が説明している。</p> <p>ホームページは月1回、パンフレットや重要事項説明書は年に1~2回見直して、新しい情報を提供するよう努めている。</p>
31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c	<p>説明と同意にあたっては、保護者の就業時間や希望などを丁寧に聞き、保育の開始や保育時間の変更など、「重要事項説明書」や「入所申し込みのしおり」などを使い、分かりやすく説明し、保護者等の意向に配慮している。また、より分かりやすく説明するため「入園にあたって注意事項やお知らせ」、「準備するもの」を使い、実物を見せながら確認を進めている。</p> <p>保護者の同意は、重要事項説明書に署名・捺印がしてあり書面で残されている。また、入所申請書は市へ提出する前にコピーを取り保存している。</p> <p>現在、配慮が必要な保護者はいない。配慮の必要な方には複数の職員で対応したり、障害がある方がいたらその障害に配慮した対応を行う。また、外国籍の方がいたら、通訳を用意するなどの配慮をしたいと考えている。</p>
32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c	<p>保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書は、「要録」という小学校への引き継ぎのために使用する文書を使用する。</p> <p>保育の利用が終了した後の窓口は、園長、副園長である。主に園長、副園長が対応している。</p> <p>こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書は確認できない。今後、その取組を期待する。</p>
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c	<p>毎年「中海こども園保護者アンケート」調査を実施している。アンケートは連絡帳のアプリを使って実施し職員会議で検討して保護者に結果の報告を行うとともにホームページ上でも公表している。大きな行事や保育参観終了後にもアンケート(紙)を取ったり、保育参観後に懇談会を実施して保護者の意向を聴取したりして、職員会で検討している。担任と保護者の個別面談は就学前には必ず行う他、保護者からの希望があれば個別に相談室で面談をしている。アンケート集計の最後に改善してほしいこととそれに対する園の考え方が掲載されている。改善の事例としては、「コロナの情勢もあり難しかったと思いますが、祖父母も行事を参観できるとよかった」という意見に対し「今年度は、祖父母も参観できないか検討し、年長の白拍子・剣舞のみ祖父母も参観していただくことができました。次年度も検討いたします。」と回答している。アンケートを取る</p>



Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	Ⓐ・b・c	重要事項には要望・苦情の相談窓口、第三者委員が明記され、重要事項に基づき説明し同意を得ている。入り口玄関には要望・苦情の相談窓口についてポスターが掲示されている。さらにホームページ（法人本部、中海こども園）にも苦情解決の体制について記載されている。意見箱の設置はあるが、特に苦情等は寄せられていない。苦情があった場合には「苦情相談に対する職員の対応について」に沿って対応し、苦情の内容を記し、ホームページ上で公開することになっている。
35	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・Ⓑ・c	保護者が個別面談を希望した時には、連絡帳や架電により、担当保育教諭と面談することがある。面談は専用の相談室があり、園児や保護者のプライバシーに配慮して面談している。相談は担当保育教諭だけでなく、必要があれば主幹保育教諭や副園長が対応している。相談の際に複数の方法や相手を自由に選ぶことができる配布文書の確認はできない。
36	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・Ⓑ・c	保護者からの相談や意見は連絡帳のやり取り、送迎時のコミュニケーション、状況に応じた架電と様々な形で対応している。こども園全体のアンケートは毎年実施し、職員会で集計・検討して、その結果を保護者に返すとともに、ホームページ上で公開している。特に自由記載欄や改善してほしいこと等については園としての対応を検討して保育の質の向上に活かしている。相談に関するマニュアルは「苦情・相談に対する職員の対応について」があるが苦情中心の内容となっている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	Ⓐ・b・c	運営委員会・危機管理委員会が設置されており、園長が責任者となっている。マニュアルは火災、地震、風水害、大雪、行方不明、クマ出没等各リスクに対応しており、各保育室に配布されている。事故防止の観点でヒヤリハット・事故事例の収集を行い「経緯・対応」「問題点」「再発防止策」について取りまとめている。またヒヤリハットは委員会等で3か月毎に集計して職員会等で周知している。今年度は中海地区で大規模な水害が発生したのを受けて水害に関する研修も実施している。損害賠償の資力確保のために3種の損害保険に加入している。
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c	法人の感染対策マニュアルがあり、それに沿った対応ができるように日頃から研修、訓練を行っている。感染対策としては、手洗い、検温、マスクの着用、換気等を徹底し、日常的に掃除と消毒を徹底している。マニュアルは法人施設の看護師が集まる看護師会で検討し、見直しを行っている。感染症が発生した場合には、保健所へ報告するとともに、内部的な連絡を連絡図に沿って行う。また、保護者へは感染した児童のプライバシーに配慮して連絡している。
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	Ⓐ・b・c	防災マニュアルに災害時の対応体制を定めており、レベル3段階で避難することになっている。こども園のすぐ横を川が流れており水害の危険が考えられるため、子どもの保育室は全て2階に設けられている。毎月想定を変えて（火事、地震、不審者、水害など）避難訓練を実施して安全確保をしている。備蓄は食料、水、簡易トイレなどを用意し、アレルギー児のための食料も用意している。子どもの安否確認のために、災害安否確認・一斉メール「ケータイ連絡くん」（年度後半からはお知らせアプリ）というシステムを利用している。計画は避難訓練等を検討して毎年運営委員会で見直しをしている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。 (a)・b・c	法人共有のマニュアルが整備されて保育の標準的な実施方法が示されている。マニュアルには子どもを尊重する姿勢や権利擁護についての確認はできるが、排泄や着替えの場面でのプライバシーへの配慮についての記載は確認できない。マニュアルは園内研修の場で確認している。実施方法の確認は、保育現場の実践状況を主幹保育教諭や副園長が見たり、保育記録等を読むことにより確認をしている。
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 (a)・b・c	マニュアルの見直しは職員会、運営会議を経て、法人の業務改善委員会で取りまとめられている。毎年年度末までに各園での作業を終えて法人としての見直しを行っている。また、その際には連絡帳や口頭で寄せられた保護者の意見、アンケートの結果等を反映させるようにしている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。 (a)・b・c	指導計画は保育課程に基づいて年間計画をクラス担任が中心となり作成して、上席の職員が確認している。アセスメントは児童票や入園児面接表を用いて、キッズビュー(保育ソフト)にそれぞれ、発育や睡眠や食事状況等の項目を入力して行っている。保護者のニーズは児童票により毎年2回確認する他、連絡帳、送迎時の会話などから聞き取り計画に反映させる。発達チェックは年に4回実施して、児童票にない項目を補完しながら子どもの発達の状況について確認して、多職種が連携している。振り返りは日々の保育記録の他、保育教諭等の自己評価を年に3回実施している。障害のある子の場合などには小松市発達支援センターや医師とも連携しながら支援計画を作成して、個別に対応している。
43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 (a)・b・c	計画の見直しは日々の記録そのものが振り返りとなっており、月ごと、期ごとの見直しについても職員会で振り返りを行いながら次の計画に繋げている。作成された計画は「事業計画」として全体の計画、年間指導計画表、学校安全計画、学校保健年間計画、食育全体計画等をまとめファイルしたものを全職員に配布し周知している。また管理ソフト(キッズビュー)でも共有している。計画の見直しは、振り返りの積み重ねと園内研修、職員会、アンケート調査結果等を踏まえて、年度末に次年度計画を作成している。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 (a)・b・c	ひとり一人の子どもの記録は、発達チェック、成長の記録、支援の記録としてキッズビュー(保育ソフト)で担当が記録している。記録は毎日上席の職員が内容を確認して、必要があれば書き方について直接指導している。ソフト上での共有以外に、対面での会議(職員会、終礼、臨時ミーティング等)やラインワークス等も活用して全職員がもれなく共有できるようにしている。
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 (a)・b・c	法人全体の処務規程の中で記録の保管、保存、廃棄等について定めており、園における記録管理の責任者は園長となっている。守秘義務や個人情報保護については、運営規程、就業規則、重要事項説明書等の中に記載があり、職員会議や終礼時にその都度職員に周知している。保護者へ重要事項説明書で説明して、同意をもらっている。職員には、入職時に個人情報の取り扱いについて誓約書をもらい、研修を通じて「個人情報」の理解や遵守について確認している。

## 項目別第三者評価結果(保育所、内容評価)

判断水準	
「a評価」	よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
「b評価」	aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組の余地がある状態
「c評価」	b以上の取組みとなることを期待する状態

※ 最低基準を満たしていることを前提

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-1 全体的な計画の作成			
A①	①	(a)・b・c	全体的な計画の理念には「善隣のところ」、方針には三つのゼン(安全、自然、積善)、目標には「遊びを通して様々なことを学び、生きる力を身につけていく」と示されている。計画は子どもの発達過程を踏まえて作成され、保護者の就労時間や家庭状況への配慮、豊かな自然と地域人材との交流等も盛り込まれている。作成した計画は職員会や運営委員会で継続的に検討して、年度末には評価・改善を行い新しい計画に繋げている。
A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A②	①	(a)・b・c	冷暖房はエアコンを使用して、適正な温度・湿度になるように、職員が計測して管理している。換気も常に行い、表現会等で室内で密集する場合には、CO2濃度の測定を行って注意している。設備用具は常に点検し、安全確認をしている。建物内はフローリング、壁面、階段等木を使用して暖かく、落ち着いたしつらえとなっている。子どもたちは保育室自体を一つの遊具のように捉えてごっこ遊びをしている。既製品の遊具以外にも、手作りのおもちゃを用意して、子どもたちは自由に遊んでいる。三歳児以上は1階のランチホールで異年齢の子どもと一緒に食事をとっている。睡眠は各保育室で、専用の簡易ベッドで休んでいる。子ども用トイレには未満児用トイレも用意されて明るく生活に管理されている。
A③	②	(a)・b・c	全体的な計画の中には子どもの年齢別養護・教育の内容が項目別にまとめられている。これを基に保護者と連携を取りながら、ひとり一人の子どもの発達の状況を見極めて保育を行っている。子どもの個人記録や発達チェック(年に4回実施)等を参考にしながら個別性に配慮し、保育者が子どもと信頼関係を気づきながら関わっている。子どもに分かりやすい言葉で話したり、せかず言葉や制止させる言葉を用いないようにするため、内部での研修、保育教諭等の自己評価、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使った自己チェック等を繰り返し保育教諭等に必要な関わり方について学んでいる。
A④	③	(a)・b・c	食事の場面では3歳児以上はランチルームで異年齢の子と一緒にご飯を食べる中で、友達との関係の中できまりの大切さを身につけたり、排泄の場面ではトイレが心地よい場所になるように清潔さに配慮し、排泄の失敗があってもその子の失敗を受けとめ心地よくトイレでの排泄ができるように支援している。子どもの自分でやりたいという気持ちを大切に、自分でできた喜びを感じられるようなさりげない援助を行っている。こども園での生活の中に、静と動の部分を必ず取り入れて、活動的な時間の後には静かにする時間を計画的に取り入れていく。保育教諭も自らの勤務時間の中に「ノンコンタクトタイム」を取り入れている。
A⑤	④	(a)・b・c	教育・保育目標には「遊びを通して様々なことを学び、生きる力を身につけていく」と書かれている。行事等を行う時には、子どもからの意見も取り入れて、表現会や映画会等を開催している。子どもたちから自然に始まった「ごっこ遊び」は水族館ごっこ、昆虫館ごっこから始まり、今は迷路がはやりで年長児を送る会の出し物にしようとしているらしい。 天気の良い日には積極的に散歩に出かけたり、花見や遠足、菜園で野菜作り等、自然に触れる機会を多く持っている。地域の人たちとの交流はホームページや園だよりで公開されている様に田植え(米作り)、味噌づくり、干し柿づくり、梅干しづくり、山の散策等様々な体験が行われている。

A⑥	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c	0歳児の年間計画には「保育者との信頼関係を築き生理的欲求を受けとめてもらいながら気持ちよく安心して過ごせるようにする」とある。子どもの部屋は、遊びのスペース、食事のスペース等に分けられ安全に過ごすことができる。手作りおもちゃや小麦粉粘土などで遊んだり、室内をハイハイして自由に過ごしている。時には室内だけでなく園内散歩カーを使って園の行事にも参加している。看護師を配置して子どもの健康状態の観察を行っている。家庭との連携は毎月発行するクラス便り、毎日の連絡帳や送迎時の会話を中心となるが、親が送迎できなくて会うことがあまりできない場合には、親に直接架電し連絡を取っている。
A⑦	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c	未満児の保育計画には「探索活動を通して十分に体を動かすとともに、見る、聴く、触れる等の体験から身近な人や物への興味を広げる」「全身を使う運動や、指先を使う遊びを十分楽しむ」「保育者との安心出来る関係の下、自分の思いを受けとめてもらう」と記載され個別記録や連絡帳により配慮している様子が確認できる。子どもの部屋は全て二階に設置されているので自然に異年齢児との交流が進んでいる。保育教諭等以外の大人とのかかわりはホームページの「地域の方との触れ合い」のページで紹介されている。家庭との連携は⑤に同じ。
A⑧	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c	3歳児では「遊びのルールを覚え、友達とのかかわりを深める」「保育者と友達と一緒に好きな遊びを見つけ十分に楽しむ」。4歳児では「保育者や友達に親しみ、つながりを深め集団で活動する楽しさを感じる」「自分でやりたい遊びを見つけ友達や保育者とふれあいながら楽しむ」。5歳児では「友達同士お互いを認めながら協力し、目標に向かって取り組み、最後までやり遂げる達成感や充実感を味わう」。これらを目標、ねらいにあげており、保育教諭等のかかわりは保育日誌、連絡帳、個別記録等により確認できる。家庭との連携は⑤に同じ。子どもの進学する小学校とは行事への見学や連絡会等を通じて双方向的に連携をとっている。
A⑨	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c	建物の作りは基本的にバリアフリー化となっていて、子どもたちのクラスは2階に設置されている。フローリングは木で、エレベーター、手すり(二重)が完備されている。障害のある子のいるクラスでは、クラスの計画とともに個別の計画を策定している。毎月個別の経過記録をまとめ、それに基づいて6か月ごとに計画を見直し、更新している。医療機関を受診した時には、保護者からその結果を報告してもらい保育教諭・看護師等での共有をしている。また、小松市発達支援センターの巡回相談を活用して助言や指導を受けたり、保健所等と連携している。障害のある子どもの保育については、県の保育士等キャリアアップ研修の障害児保育を受講して、共有している。障害のある子どもについての理解を得るために、保護者懇談会での説明を行っている。
A⑩	⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c	7:00から8:00が早期保育、通常が8:00から17:00、長時間が17:00から18:00、延長が18:00から19:00という体制で子どもを受け入れている。子どもの利用する時間帯の特性に配慮した取り組みを行っている。長時間利用する子どもには、夕方におやつを用意したり疲れの出た子には保育教諭等がそばで寄り添って対応している。早朝や夕方は異年齢の子と一緒に過ごすことになるので保育教諭等はよりきめ細やかな観察と対応を行っている。延長や土曜日保育の時には「引継ぎノート」による申し送りを徹底し、毎日の朝の受入れ時には「玄関ノート」を使い引継ぎ、伝達の徹底を図っている。基本的な家庭との連携は⑤に同じ。
A⑪	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a · b · c	全体的な計画に小学校との連携には「年長児が中海小学校児童と一緒にジャガイモ掘りを行ったり、小学校の施設見学や授業を参観したりし、親近感や期待感を持つことができるようにする。また、3月には小学校教諭の話を聞く機会を設ける。学校側には園だより等を配布し、園での活動内容を知ってもらい、小学校教諭との連携を密にしていく。園長は学校評議員会に出席し連携を図る」とされている。計画通りに実施されていることは各種記録、園便り等で確認ができる。児童保育要録は担当者が記入し、副園長、園長がチェックして作成され小学校へ送付している。

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	<p>(a) ・ b ・ c</p> <p>学校保健年間計画に基づいて、内科検診、歯科検診をそれぞれ年2回ずつ実施して、定められた様式で記録している。健康観察は毎日行い、保護者からの情報も含めて関係職員間で共有している。子どもの体調変化やけがの時には架電ですぐに保護者に報告するとともに電子連絡帳でも状況・状態を報告している。身体計測は毎月実施し、蟻虫検査も年に2回実施している。子どもの健康管理については、二か月に一度保健だよりを発行して園における取組を伝えている。0歳児のSIDS防止対策として、午睡時には5分ごとに睡眠チェックを行っていることを保健記録で確認した。</p>
A⑬	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	<p>(a) ・ b ・ c</p> <p>健康診断は嘱託医により4月と10月に実施、歯科検診も嘱託医により5月と10月に実施している。健診結果は所定の様式で記録して、保護者へはアプリや健康カードで報告が行われている。その他、身体測定、蟻虫検査、視力検査等も実施して子どもの健康状態を把握して、保護者へ連絡帳(電子)で伝えている。健診の結果精検等の必要のある子どもには、個別に保護者へ連絡し受診してもらい、その結果を知らせてもらっている。</p>
A⑭	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	<p>(a) ・ b ・ c</p> <p>アレルギー児対応マニュアルには、担当、栄養士、看護師で保護者から聴き取りを行う事、その時に使用するシート等が定められている。主治医からはアレルギー指示書又は診断書の提供を依頼することが定められている。給食の提供間違いを防止するために、給食室にはアレルギーのある子どもの写真入りの食札を用意し、提供時には食器を変えたり、専用のトレーを使用して防止対策を講じている。アレルギー児には代用食を提供しているが食材に工夫して同じ食事を食べていると感じられるようにしている。また、他の子どもには違う食事を食べる理由を説明してアレルギー等についての理解を図っている。職員は園内研修で疾患について勉強しており、今年はエビソンの使用方法についても学習している。</p>
A-1-(4) 食事		
A⑮	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	<p>(a) ・ b ・ c</p> <p>3歳児以上はランチルームで異年齢の子どもが一緒に食事をとっている。子どもたちは自由にお替りしたり、お茶を汲みに行ったりして、楽しそうに昼食を食べている様子を見る事が出来た。未満児は保育室で保育者と一緒に食べている。離乳食や刻み食の提供については、家庭への調査を行い、子どもの発達の状態に応じた食事となるようにしている。今年度事業計画の「食育の推進」には野菜栽培や調理の体験等、食に関わる体験を積極的に取り入れるとともに、地元でとれた野菜の提供を心がけ、食や食材に関する興味や関心、感謝の気持ちを育む、とされている。今年度は、米作り(田植え、稲刈り)、菜園やプランターでの野菜作り、収穫した野菜でのクッキング等を地域の人の協力の下に行っている。毎月19日(食育の日)は「から弁の日」となっており子どもたちはおにぎりを作ったり、給食のおかずを持参した弁当箱に自分で詰めて食べている。給食の主食は地元の産米を使用し、副食もできるだけ地元の食材を使用している。子どもたちが楽しんでいる様子や、地域の人との交流等はホームページ、たより、パンフレット等を通じて発信している。</p>
A⑯	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	<p>(a) ・ b ・ c</p> <p>家庭での喫食の状況を連絡帳で把握してひとり一人の子どもの状態にあった食事が提供できるように取り組んでいる。栄養士、調理師が給食日誌で残食の状況や検食結果を把握して、献立作成に活かしている。毎月の行事食では、必ず旬の食材を取り入れたり、菜園やプランターで子どもの作った野菜を使ったり、新米のとれた時には新米に合う献立を用意している。伝統食づくりとして地域の方に指導してもらい、味噌、梅干し、鏡餅・繭玉づくりに取り組んだり、茶摘みからお茶づくりの体験等も行っている。調理員・栄養士は保育室の子どもたちの食事の様子を見て回り、給食だよりにコメントを入れている。</p>

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A⑰	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ ・ b ・ c	日常的な保護者との連絡は、送迎時のコミュニケーションや連絡帳で行っている。連絡帳は全体的な連絡以外に子どもひとり一人の育ちの様子や、健診の結果等個別の情報も保護者が確認できるようになっている。保護者懇談会や、夏祭り、運動会、表現会等各種行事を通じて、またクラス便りやホームページ等の媒体を使って保護者との連携を図っている。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ ・ b ・ c	通常は送迎時のコミュニケーションや連絡帳で情報交換を行っているが、なかなか会うことのできない保護者には担当が直接架電して子どもの様子を伝えたり保護者の要望・意見を聴取している。保護者から個別の相談の希望があった時には、相談室(個室)で個別の面談に応じている。保護者の勤務の形態に合わせて、夕方や土曜日の相談にも対応し、必要があれば担当だけでなく主幹や副園長が同席することもある。相談があった時には記録して、上席職員まで回覧して共有している。
A⑲	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ ・ b ・ c	「虐待対応マニュアル」には虐待が疑われる子どもの様子や保護者の様子が具体的にまとめられている。虐待が疑われた時には、園長等に報告し必要があれば児童相談所への通報を行うことになっている。毎日子どもの精神・身体状況を確認して例えば不可解な傷やあざがあれば園内で共有し、保護者に確認している。職員は毎年2回「人権擁護のためのセルフチェックリスト」(全国保育士会)を実施して、権利侵害に関する理解を深めている。また、今年度は園内研修だけでなく、外部の虐待防止の研修にも参加している。

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A⑳	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	Ⓐ ・ b ・ c	保育教諭は毎日保育日誌を付けることにより、自らの保育実践の振り返りを行い、上席職員による指導を受けている。終礼の時には他のクラスの様子を聞いて、自らの保育実践を反省したり参考にしたりしている。法人では「大和善隣館自己評価」を年に3回実施して自分自身の課題の発見に繋げている。園内研修では研修委員がこの振り返り事例を通した研修を行い、自らの気づき・意識の向上につなげている。